

平成25年度予算審査特別委員会議事録

平成25年3月19日(火曜日)

出席議員(11名)

委員長	木村明雄君	副委員長	川上初太郎君
委員	高橋秀樹君	委員	星孝道君
委員	榊原深雪君	委員	高道洋子君
委員	前田秀夫君	委員	田利正文君
委員	熊澤芳潔君	委員	井脇昌美君
委員	後藤次雄君		

欠席議員(1名)

委員 吉田敏男君

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長職務代理者	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	西東文雄君
経済課長	岩原栄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

足寄町農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	山田弘幸君
総務担当主査	児玉壮生君

午前10時06分 開会

開会宣告

委員長（木村明雄君） それでは、予算審査特別委員会を開催をいたします。

一般会計予算の質疑を続けます。

168ページ、第10款教育費に入ります。

第1項1目教育委員会、2目事務局費、質疑はありませんか。

9番 井脇委員。

9番（井脇昌美君） ちょっと足寄高等学校通学者補助の事業についてお尋ねをしたいと思います。

これは非常に苦慮の中で、私らもこのことは本当に賛同しているところでもあるのですが、補助交付要領の中で、ちょっとわからない、説明書を見ると、下宿者が2名、当然自家用車利用者公共交通機関利用者に対しては、重複していることはないのだろうけど、合計すると45名になるのですよ、入学一時金の42名というのは、現在一時では38名という数字が、応募がありますけど、これは元本を含めてこれだけの予算を見積もるという意味はわかるのです、この42名はわかる、このことを云々じゃなくて、このいわば交通費の利用者も含めて、下宿者というのは交通費の利用に、対象になっているのかな、これも含めて45名になるものですから、まずその辺から説明していただこうかな。

委員長（木村明雄君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

まず下宿者の関係でございますが、これは上に書いてあります交通機関利用者、これとは別でございます。

足寄町内に下宿をしていただいた方に対しての補助というふうに考えてございます。

委員長（木村明雄君） 9番 井脇委員。

9番（井脇昌美君） 私は、この下宿者ということは、自家用車とか公共交通利用者には対象とならないでしょう。だから合計する

と、これ45名にならないですか。この交通機関利用者が25名、自家用車の利用者が18名、これで既に43名ですから。42名の対象に対しての数に対して、これがまず、金額は微量にしても43人の見積もりになっているでしょうと、それになおかつ下宿者が2名というのは、徒歩にしても何にしても、これが、こちら辺がブレンドされてるのではないかと、重複されてるのではないかという聞き方なのです。

教育委員長でも言ってください、あなた、答弁して。

委員長（木村明雄君） 答弁、星崎教育委員会委員長。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） この人数は1年生、2年生、3年生を含めた人数となりますのでこのような数字になるかと思えます。

おわかりいただけましたでしょうか。

委員長（木村明雄君） 9番 井脇委員。

9番（井脇昌美君） わかりました。

それで、見学旅行の補助47名、これが42名ではないのですか、この47名ということは、例えば、教員の方も入っているのか、その内容をです。教員のほうは、だけど道のほうから旅費、もし対象となっているといたら、その道教委のほうから日当旅費は出ているはずですけど、これはこちらのほうで支給されることになっていると、これちょっと問題が発生すると思うので、その辺ちょっと内訳頼みます。

委員長（木村明雄君） 答弁、根本教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

見学旅行補助47名、これに対しましては、行く学年は2学年でございますので、今の1年生が25年度に行く人数というふうになってございます。

9番（井脇昌美君） わかりました。

委員長（木村明雄君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 3目生涯学習研究所費、ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 4目スクールバス管理費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) それでは174ページ、第2項1目学校管理費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 2目学校教育費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 178ページ、第3項1目学校管理費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 2目学校教育費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 3目学校建設費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 182ページ、第4項1目生涯学習費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 2目文化財費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 3目文化スポーツ振興基金費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 4目国際交流推進費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 5目博物館運営費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 6目生涯学習館費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 7目社会教育事業費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 190ページ、第5項1目保健体育総務費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 2目総合体育館運営費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 3目温水プール運営費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 198ページ、4目学校保健費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 5目学校給食費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 6目給食車管理費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 202ページ、第11款災害復旧費に入ります。
第1項1目河川災害復旧費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第12款公債費に入ります。
1目元金、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 2目利子、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 204ページ、第13款職員費に入ります。
第1項1目職員給与費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 206ページ、第14款予備費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 歳出総括、質疑はありませんか。

8番 熊澤委員。

8番（熊澤芳潔君） 国が地方公務員の給与水準を国家公務員並みに引き下げるよう求めている問題でございますけども、足寄の場合は若干ラスパイレス指数が高いのかなという気がいたしますけれども、その関係、どうなっていくのかと、関連しまして、交付税が今後決定してくるわけでございますけども、道が144町村、35億円が見込まれるということでございますので、今回交付税は1億円上回った金額を立ててるわけですけども、その点についてお願いいたします。

委員長（木村明雄君） 答弁、田中副町長。

副町長（田中幸壽君） 公務員の給与を削減7.8パーセントの削減に伴って、地方公務員に対しても国に準じて給与削減をしていただきたいということで総務省のほうから一定の指示は確かにあります。そういった中で、私どもも今試算をしているところでありますけれども、国の7.8%に準拠をして、私どもの町の地方交付税が幾ら削減をされるのか、普通交付税ですけども、試算の結果、当初は4月1日からということございましたけれども、最終的には7月からということで9か月間の削減をした場合の影響額は、ただ具体的に今年度の普通交付税の単位費用等は、まだ具体的に決まっておりませんので、平成24年度の計算式に基づいての計算になりますけれども、金額は約4,400万円影響額が出ます。

もう一方、この間人件費の削減、人員削減であったり給与削減、私どもも単独でこの間一定程度職員給与の削減等々をしております。そういったことで、この間一定の削減をした部分についても考慮するということがございまして、その部分の計算では約1,400万円ぐらいでありますので、差し引きすると3,000万の差が出るということでございます。具体的には、まだ職員組合のほうとも具体的に交渉等々も一切やっておりませんが、正式には7月1日以降の話でござ

いますので、今後管内情勢等々を見ながらそういった対応をしていきたいというふうに思いますけれども、今回の私どもの、一般会計当初予算、約84億3,000万円でしたけれども、基金等の取り崩し等は一切しておりませんし、財政的には普通交付税も100パー見てるわけではなくて、予算の計上はしております。一定の留保もしておりますので、そういった部分では、仮に3,000万が圧縮が掛かったにしても、普通交付税、今私どもが予算計上をしている普通交付税見込額から3,000万が減るということではございませんので、その分は十分理解をしていただきたいと思います。一部はまだ留保しているということでありますので、今後の補正予算等々の関係もございまして、そういったことを総合的に判断をしてこの分の対応については今後正式に協議をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（木村明雄君） 8番 熊澤委員。

8番（熊澤芳潔君） このことにつきましては、ラスパイレス指数が100以上のところというような話が出ていますけれども、その場合でも今言ったような形で減額が示されるということなのかどうかちょっとお尋ねします。

委員長（木村明雄君） 答弁、田中副町長。

副町長（田中幸壽君） 24年度に国が7.8パーセント削減をしたということでラスパイレスの決定というのは4月1日の給与で決まるわけですけども、そういった部分で私どもの町は24年度は特別縮減、削減等をやっておりませんので、ラスパイレスが99.2だと思いますけれども、国が7.8%削減しないとすれば99.2で現実にはしましたので、国が、削減をしました。ということで比較をすると、正確な数字が必要であれば、今ちょっと時間をいただいて、100を超えています、間違いなく超えています。100を超えていますので、ただ7.8%削減

しないとすれば100は切るということで、ちょっとアバウトなことで大変申しわけありませんけども、そういったイメージです。

今回の場合は議員御指摘のとおり、国家公務員がより上回っているということで一部報道がされていますけども、そういったことではございません。総務省がから私どもに指示が来ているのは、地方公務員が国家公務員より給料が高いということで縮減、削減をすれということではございません。

総務省が言っているのは、東日本大震災等々、今の日本を今後再生をしていくということで、国家公務員はみずからが2年間の減額を決めたと、そういった意味合いで地方公務員についても国に準じて縮減、削減をしていただきたいということで、これが地方財政が厳しいからだとか、財政的に大変だとかいうことで削減をすれということではないということ、総務省のほうから私どもの町長に対しての文書は来ておりますので、イコールラスパイレース指数ではないというふうに、私どもは理解をしているところであります。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） 8番 熊澤委員。

8番（熊澤芳潔君） それと、これちょっと教育委員会に関係すると思うのですが、東日本大震災の経験といいますか、そういったものを踏まえまして、今防災の関係でいろいろ言われている中で、今回震災の中で災害になったときのよかったという、そういった形の中で、持ち物ですね、そういったものが言われているのですが、その中でもヘルメットだとか笛というんですか、ホイッスルというんですか、そういったものを持つことによって建物の下敷きになったりしますと声はなかなか出ないと、その中でも笛を吹くことによって助かったという経験もございまして、新聞、テレビ報道でもあるんですけども、100パーセント建物については震災対応ができたということですけども、室内の中のいろんなものがあって、そういった部分ではどうなのかなという部分があるそうでご

ざいまして、そういった中で学校の関係と例えばヘルメットかホイッスルかということなものですから、そういった点についても今後いろいろ考えておられると思いますけども、その点について若干お聞きしたいと思えます。

委員長（木村明雄君） 答弁、藤代教育長。

教育長（藤代和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

結論的に言いますと、今学校で災害に備えての、そのホイッスルだとかヘルメットについて準備はしておりません。

ただ、今後において、安全、安心についてこれという、ここまでいったら全ていいんだというのありませんので、安全、安心のより確保するという観点で、今後そういうことが可能なかどうか含めまして、学校という実態を踏まえて、検討していきたいと思っております。

委員長（木村明雄君） 8番 熊澤委員。

8番（熊澤芳潔君） 螺湾小学校はヘルメットは用意していると聞いたのですが、そうですか。

委員長（木村明雄君） 暫時休憩をいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

委員長（木村明雄君） 休憩を閉じ、委員会を再開をいたします。

答弁、根本教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします、時間を取らせて大変申しわけありません。

螺湾小学校、確かに今確認できましたが、児童生徒全員の分のヘルメットと、それからアルミシートということで、今の校長先生が来てから、学校の消耗品であるとか、それから地域からの寄贈もあるというふうにちょっとお聞きしましたけども、そういうことで現在常備しているということで、何かあったら、袋に入っているものですから、それを

持って避難するという認識で生徒に持たせているということでございます。

以上です。

委員長（木村明雄君） 8番 熊澤委員。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。

本当に、非常によいことだなと思いますので、それでぜひ、できれば町内の小学校辺りは備えていただきたいなと思います。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） ほかに質疑はありますか。

9番、井脇委員。

9番（井脇昌美君） ちょっと本来であれば社会教育事業費のところでお聞きしなくちゃいけないんですけど、歳出の総括ということで、関連の中で質問をさせていただきたいと思うんですけど、教育行政執行方針でも示されました、書物の充実を図る、また、図書の関係ですけれど、町民が気軽に利用できるという、非常に言葉美しく教育長からも発せられておりますけど、昨年なたしか12月ころだと思うんですけど、所管の文教厚生常任委員会さんの調査の報告もされたような記憶もしているんですけど、非常に利用率の低下ということも、これは数値上あらわれているのは、そちらの報告によってわかったわけなんですけど、とにかく読書離れというのは、もう明らかに実態としてあらわれているわけですよね。

その中で、所管のほうで調査報告をされている中でそれ以後、何かの策、対処した策が協議されてるか、されてないのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

委員長（木村明雄君） 答弁、根本教育次長。

教育次長（根本昌弘君） 図書離れのお話がありました。まさしく議員御指摘のとおり、そういう状況にあるのかなと思います。ただ、24年度故我妻敏子さんからの寄附等もいただきまして、本を多くそろえさせていただきました。

その後の策についてはどうなんだろうとい

うことでございますが、それに対するものということでは特にはございませんが、ただ、第四次生涯学習推進計画の中にも、読書の大切さということをうたわさせていただいておりますので、方策等も含めまして25年度以降、実際に子供たちが本に触れる場面ですとか、機会ですとか、そういうことも含めて、どういう方法がいいのかも含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

委員長（木村明雄君） 9番 井脇委員。

9番（井脇昌美君） まず、町民の人が町民センターの中の一室に図書室が設置してあるということが知らない人がどれぐらいいるのか、調べたわけではないんですけど、いるということが、私予測されるのですよ。

従来、以前は移動図書室と言ったんですか、移動図書館と言うのですか、車で、あのころはまだ車が動いていましたから、書物の図書的なものが移動してるんだということまではあれです、今回はもうあそこに固定した中で、各学校にはそれなりの書物は備品として所持されているでしょうけど、町民全体に対する、あそこの図書室が設置してあるということが、まず1点知らない人がいるのではなからうかということです。

それには、じゃあどうしたらいいのかということも、これもあなた方よく考えなくてはいけないことなんですけど、例えば、町民センターの入り口に、図書室ここにありますがというような、駐車場ありますからね、そこに支障にならないような表示の仕方、掲示の仕方もあるんではなからうかなと、その場所的なことももちろん考えなくてはいけないでしょうけど、やっぱりそういうことを、それとか、もう一つ、やはりこの書物の充実を図ると、書物を今、とぎのはやりの書物もいろんな皆さんの意見を聞きながら書物1冊購入するんでも考えてくれているはずなんです。そうしたら、今その書物の、はやりの書物を購入したときに、今月はこういうような書物を購入しましたよと、ですから、ぜひ貸し付

けしてるから図書室へ寄ってくださいとか、常日ごろ回覧等々ではやっているとは思いますが、もっと、やはり実際利用率の低下がはっきりしているわけですし、このことを改善すべく、せっかく個人から寄附をいただきいて、書物に充てた、いろんなことを受けているわけですから、少しでも効果を出すような、何となく従来どおりのパターンではなくて、なぜ低下しているかということをもう一つ突き詰める必要、今後あると思うのですが、その辺どうですか。

委員長（木村明雄君） 答弁、藤代教育長。

教育長（藤代和昭君） お答えしたいと思います。

まず、読書離れの背景だか何とかにつきましては御案内のとおりですので、ここに置きまして、本町において、図書館については、やはり町の文化の伝道というんですかね、シンボルというんですか、そういう意味ではやっぱりなくてはならないもので、そして足寄町のその図書館をどうあるべきか、ということについてはある種の方向性も含めて積年の課題であるというふうに私も承知しております。

そこで、今、議員、仰せのことなのですが、広報活動とか、あるいは豊かな蔵書というんですか、それに必要なものについて、もう少し智恵を絞って工夫をしていかなきゃならないということについては、私自身もそうだなというふうに思っています。

そういうことで、町民センターの中に図書室があるというのは、ある意味ではちょっと特殊なあれですので、そういう意味で町民の方に周知を徹底するという意味でももう少し策があってもいいのかなと、私自身も考えていますので、検討していきたいなと思っています。

以上です。

委員長（木村明雄君） ほかに質疑はありませんか。

2番 星委員。

2番（星 孝道君） 私は民生費の関係と商工費の関係でお尋ねをしたいと思いますが、まず民生費の関係で地域支援事業についてお考えをしたいと思います。

この地域支援事業、医療と介護、保健、福祉、これを連携して包括的な事業を行うと、2か年で約6億程度というふうに承知をしておりますが、その第1段として本年度3億6,700万をもって工事が始まるということになっております。

全道的にも福祉の町を標榜している町は結構多いのですが、こうした連携した中での複合施設というのは、恐らく初めて、推進事例だというふうに思っております、今後これができる暁に、運営上にはかなりの課題も多かろうと、こんなふうに承知をしております。

私は文教厚生常任委員会でございますから、担当課から施設の概要なり、それぞれの施設の目的等については十分説明を受けて認識をしておりますので、今回これができる後の運営についてお聞きをしたいと思います。

まず、この運営に当たっては、指定管理者として社会福祉協議会にゆだねるという説明がございました。しかしながら、施設の概要をそれぞれ見ますと、これは協議会だけでこの運営をつかさどるといのはかなり難しい部分があるのではないかと、町の担当課が直接的に関わっていく部分もかなり多かろうと、こんなふうに思っております。そこで、どのように福祉協議会と町との役割分担をしながら運営をやっていくお考えか、まずお聞きしたいのと、それから総体的にいけますと、多機能居宅介護施設では定員が25名、グループホームが9名、それから生活支援については20室ということになると、介護士を中心にかなりの雇用が発生するんだらうと、こんなふうに思っております。しかしながら、今大量の介護士を採用するというのは社会的に、今不足をしているという中では、かなり難しいものがあるんだらうと思いますし、せっかくの町内施設に、町内の雇用を多

くする計らいがあってもいいのではないかと、そういった意味では町内の中から看護師の育成をする考えはないのか、そういったことを、まずお聞きをしたいと思います。

委員長（木村明雄君） 答弁、櫻井福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） まず、1点目の、今回複合施設を建設するに当たって、社協に指定管理者制度に基づいて管理運営をお願いをしようとしております。それは社協の今の現状からいきますと、その運営が本当にできるのかという心配もございます。そういった意味で、今現在、私ども、町と社会福祉協議会で鋭意週1回程度のいろんな打ち合わせをさせていただいております。

今現在の考え方でございますけども、施設の管理運営について、維持管理、これについては全般的に社会福祉協議会をお願いをしようというふうに考えておりますし、介護保険の適用となる小規模施設する、それからグループホーム、こちらのほうは制度によって報酬等が入ってきますので、こういった部分も社協のほうできちと担っていただくというふうに、今話を詰めているところで。その他の部分で、小規模に併設している地域ささえあいセンター、仮称でございますけれども、こういった部分の利活用、あるいは長屋のほう、20室の部分については、この地域連携、医療と介護の連携システムの中で、こういったふうにやっていくのかということで、現在も鋭意協議中であります。

基本的には医療機関から来られる方ですとか、あるいは施設を行ったり来たりという部分を含めていきますと、その入所判定等においては、町行政といいますか、福祉課のほうも積極的にかかわって、そういったシステムをつくり上げていこうという、今考え方あります。また、地域ささえあいセンター、小規模に併設するささえあいセンターでございますけども、ここの部分については保健、医療、福祉の関係と連携して、保健師さんですとか、あるいは栄養士さん等々もその中に

入って、指導をやっていきたいというふうに思っていますし、また、社会福祉協議会のほうでは、高齢者就労センター、あるいはボランティアセンター、こういった事務局等も担っておりますから、社会福祉協議会の持っている、そういうノウハウ等々を生かして、この施設を有効に活用しながら、また生きがいを見出していけるような、そういったシステムを作っていこうということで、今鋭意詳細を詰めているところでございます。

2点目の介護士を含めた雇用の発生ということでございます。私ども、想定している部分におきますと、この施設、合築型というんですかね、複合という施設は本当に全道的にも、全国的にも余り例がないということでありまして、ここの施設を運営するに当たっては、40名から50名程度ぐらいの人材が、人材といいますか、仕事の中身が人力、人が担っていく部分でございますので、そういった体勢を作っていかなければならないと、人材を確保していかなきゃいけないと、これが、今現在最大の課題となっております。それで、今回労働費のほうで緊急雇用対策事業ということで、3名の介護士さん等を要請をしていくといいますか、確保していくという予算を計上させていただいていることが1点、それから、今回社会福祉協議会の補助金を上乘せさせていただいておりますけれども、どうしても有資格者を、先駆けて確保していかなきゃいけない、看護師さんですとか、あるいは介護士、介護支援専門員、ケアマネージャーさん等々、その施設には配置しなければならない基準があるのですけども、そういった人材を確保していくための人件費相当額の支援費も上乘せをさせていただいております。問題は、それだけではこの施設を運営していけませんので、先般、社会福祉協議会、あるいはNPO法人さんとも懇談会を持たさせていただいて、人材をどうやって確保していくかという検討、協議もさせていただいております。

今回、育成プランといいますか、当初予算

の中では反映されていないわけですがけれども、早期に人材を確保していくため、もっと言えば介護士の制度、ヘルパー制度等も変わってきておりますので、その資格を取得する等々を含めて、何らかの確保対策をしなければいけないのかなというふうに思っています。そのためにも今予定しているのは、施設はできていないのですけども、まず管理運営条例を6月議会にも制定させていただいて、きちっと指定管理者を指定させていただいて、それを早期にやって、準備期間をできるだけとってやっていきたい、人材を確保できるような育成支援対策を講じていきたいなというふうに考えているところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） 2番 星委員。

2番（星 孝道君） わかりました。

安久津町政の福祉の関係の集大成とも言うべき大型事業でございますからよく検討されて異論のない鋭利運営を心がけていただきたいと、こんなふうに思っております。しかしながら、高齢化社会はまだまだ進展をしていくわけでありまして、これで全てが整ったとは言いきれないというふうに思っております。しかしながら財政てきな問題等々もございませうから、あれもこれもというわけにはいかないと思います。

そこで、今後、これができた活用を始めた後の福祉政策というのは、町長はどのようなお考えを、今お持ちになっているか、いまだないとすべしなで結構です。

お聞かせをいただきたいと思えます。

委員長（木村明雄君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まさに、この連携システムということで、あえて連携ということを行っているというのは、これは国保病院の村上院長先生との話からこれは出発したんですけども、すなわち、どんどんどんどん高齢化が進んできて、しか

も介護が必要となる高齢者が増えてくる、このままでいくと、当時お話ししたのは、例えば特養への入居希望者、すなわち待機者が100名近くいるよ、じゃあ、特養を増やしていきたいでしょうかと、これたちこっごですよという、こんな話から、もっと言えば介護に関わる費用もどんどんどんふえてくるということもあって、これはやっぱり何らかの法則を作らなきゃいけないねという、こんなところから出発したわけでありませう。そこで、あえて連携システムで作ったというのは、このシステム作りというのは、一番の基本というのは、これは国も方針で打ち出しているのですけども、可能な限り施設介護でなくて、在宅介護、これを目指そうと、しかし現実はどうかということ、在宅介護をやっている人というのは、昔と違って、昔は三世代、あるいは四世代同居、しかし今はそんな状況でないということもあって、その在宅で介護できる条件作りをどうしていくのかという、それが根底にあるということですね。

ですから、そのことを根底に置きながら、しかしそうは言っても足りない施設もあるよな、ということいろいろ、これは福祉課を挙げて検討をさせた結果が、我が町には三つの施設、やっぱり必要でないのか、とりわけまだ仮称ですけども、高齢者の専用住宅ですね、通称長屋だとかいろんな呼び方を、今していますけども、ここが一番のキーワードになるのではないのかということでありませう。ですから、ここの20室作るわけでありませうけども、ここの入居者の想定というのは、幅広い、いろんな形での活用、例えば急性期で病院で治療が終わったと、けどもすぐ自宅に帰れるかということやっぱりしばらくの間通院が必要だよな、こういう方は一時ここに住んでいただいて、通院、あるいはもっと言えば、将来的には往診の体勢もしっかりしていきたいという、24時間もやりたいという、そんな思いもしているわけでありませうけども、そういう方、あるいはもっと平たく言えば、冬期間、それこそ地域の、本当に距離の

遠いところに住んでいる方、例えば冬期間だけでもここに住んで、必要な生活をしてもらうだとか、さまざまな活用の仕方があるなどというふうに思っております。

それから、今の現状の中で言いますと、在宅介護をやっている方で、やっぱりいろんなことがあって、ショートステイを希望する方がたくさんいらっしゃるんです、これ、今施設は特養、それから我妻病院さん、それから一部NPOも少し、一つか二つあるかなと思っていますけども、これはもう常にいっぱい空いてなくて、陸別のほうまでお願いをしてショートの利用をしているという方もいらっしゃると思いますから、この小規模多機能でも9室もちますし、それから20室もありますから、こういったところで、お互いの施設を連携をしながら、ここの調整というのはケアマネさんが果たしてる役割が大きいのかなという、そんな思いをしていますけれども、そんなことで、ともかく担当にも言っているのは、施設は、もうこれから着手するのは決まりましたから、これからやっぱりソフトの面だよねと、こんな話をしています。それぞれ、今ある直営の施設、それから民間を含めたNPOを含めた関係施設を含めて、しっかりとした情報を、この総合相談室に寄せていただいて、総合調整を図りながら在宅介護をしている人の支援、ここを、もう絶対忘れることなく、そこを重視をしながらやっていきたいなというふうに思っているということでもあります。そういう意味では、先ほど議員からもお話がありました、人材の育成、あるいは確保をどうしていくのかと、これももう既にいろんな事例も含めて、端的な言い方をすれば、例えば町か、社会福祉協議会かはそれは別としても、この養成講座なんかも町で開くべきでないのかと、そんなお話もしているところでございます。これから、より具体のソフト面の取り組みを努めていながら、この施設が完成したから、全て完成ということではとてもでないですけども、ならないというふうに思っていますので、引き続き

そこら辺にも対応しながらしっかりとした取り組みをしていきたいというふうに考えていますので御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） 安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 福祉全般に関する今後の考え方ということでもありますけれども、やっぱりそのことのきめ細かな対応をしっかりとやっていく、もちろん介護に限らず、今思っているのは、子供さんの状況、これ以前の議会でもお話ししましたが、発達障害と思われる子供が随分増えてきているということもありますから、そういったことも含めて、やっぱり福祉の充実ということをしかりやっていくことが、やっぱりこの町に住み続けられる条件づくりだというふうに思っていますので、これはもう、ますます重要な部分だというふうに思っています。

ただ、一方ではやっぱりお金が掛かるわけですから、これが町独自で賄い切れるのですかと言うとそうではありません。正直言って、介護保険料についても、前回の見直しで、今4,950円という、我が町ではありません。十勝管内では芽室町が5,000円を超えました。

全国的に、これ3年に一遍介護保険料の見直しをするわけでありまして、全国的に今の状況でいきますと、7,000円を超えてしまうよという、こんな状況にあるということもそんな情報もいただいております。我が町の現状から言っても、間違いなく7,000円は超えちゃうねと、こんな状況になっております。昨年、札幌で開催されました首長たちの集まりの中で、政策懇談会という集まり、年に一遍やっているとありますが、そこでも、私も意見を言わせていただきましたけれども、やっぱりとりわけ介護保険の分でいきますと、やっぱり公費を投入しなかったら、これはもたないのではないのか、この制度自体はもう、いわゆる受益者負担みたいな形で制度設計になっているのですけど

も、そこにはある意味一例で言いますと、今の国民健康保険の部分については一般会計でも投入していますね、そういったことも含めて、これは緊急避難的になるかもしれませんが、そんなお話も厚生労働省の担当の方とも私はお話もさせていただいているところでもあります。

いずれにしても、この福祉の関係については、もちろん現場である我々自治体の責務でありますけども、しかしこれは、道、国を含めてしっかりと連携をしながら、それぞれの町に住み続けるための必要不可欠な条件だと、条件整備だというふうに思っていますので、引き続きまた福祉関係については力を入れて推進していきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） 2番 星委員。

2番（星 孝道君） わかりました。

言うまでもなく住みよい町づくりというのは福祉の充実があってこそ、住みよい町づくりができるのだらうと思っておりますので、今後ともよろしく、福祉の充実に向けて努力いただきたいと、こんなふうに思っております。

次に、商工費の中で観光費の分で、委託料の中で道の駅花壇整備92万が計上されておりますけれども、この花壇整備というのは、特に花壇をつくるという意味なのか、今のプランターと違いますか、あれでやっている花壇、これを充実していくという意味なのか、まず、その意味合いを、一つ教えていただきたいと思えます。

委員長（木村明雄君） 答弁、岩原経済課長。

経済課長（岩原 栄君） 道の駅銀河ホール21周辺階段等を含めて、若干のプランター整備なのですが、なかなかこういった整備に今まで着手していなかったものですから、道の駅のにぎわいと景観をという意味で、階段を使ってプランターによる花壇づく

りをということで検討しているところでございます。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） 2番 星委員。

2番（星 孝道君） わかりました。

今後道の駅の管理というのは、私の認識では、観光協会にゆだねていると、こんなふうに認識しておりますが、どの範囲までが設定されているのでしょうか。今、話がありましたプランターの管理等々についてもそうなのかどうかの、その辺をお聞かせいただきたい。

委員長（木村明雄君） 答弁、岩原経済課長。

経済課長（岩原 栄君） 道の駅周辺の清掃及び管理につきましては、委託業務でなされております。

今回、このプランター整備につきましては、現在ほかの団体さんと協力してできないかということを検討しております。それは、これからの協議も一つあるんですけども、駅周辺に関連される団体さんの方たち、あるいは観光協会を含めて、それも一つの視野に入れてますが、検討したいと思っておりますのでございます。

委員長（木村明雄君） 2番 星委員。

2番（星 孝道君） 植栽等についてはいろいろそういったほかの団体のもとでもあってしかるべきだと、こんなふうに思っていますが、いわゆる管理についてはどうなのかと、特に目に付くのは、春植えたら植えかえもしなければ何もしていない、枯れた花が、枯れ葉も一つのにぎわいかもありませんけども、景観上まことによろしくない状況がここ何年か続いているとも、御承知のとおりだと思います。こういったことが、道の駅というのは足寄町の顔でありますから、そこがそういった状況に放置されているというのは、いわゆる管理者である町としても管理不行き届き、十分な注意が払ってないということを申し上げなければならぬと思えますので、その辺を今後どう改めていくのかもお聞かせい

ただきたいし、また、冬期間になると、あそこの除雪が、まことによるしくないという批判が相次いでおります。そして、入り口付近の清掃が、これまた悪いと、足寄さん、あそこで商売をやっているんですね、こんなことでいいんですか、というお話も町外の方から聞かされました。こういったことが起こっている状況というのは、何が不足しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

委員長（木村明雄君） 答弁、田中副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをしたいと思います。

まず、先ほど課長のほうからお答えいたしましたように、まず花壇の整備に関しては従来商工会にシーニックバイウェイの関係の補助金を出して、7万5,000円だったと思いますけども、その金額プラス、あとはボランティアでフラワーポットといいますか、50個ぐらいだと思いますけども、そういったことを整備をしてきております。ただ、指摘のように、2年続けてやったんですけども2年とも途中で枯れてしまって最後まで維持できないというような状況になっておりました。

花壇については、今回町費で予算化をしまして、92万8,000円ですけど、これは、今、議員が御指摘のように1年間、冬はなかなか維持できませんので、夏期の観光の繁忙期といいますか、そういった時期に2回、春先の花と秋にかけての花で植えかえるといったことで、当然草取りであったり、水も補給をしたりというようなことを含めて、この金額で委託をしようといったことで、今考えているところであります。ただ、もう一方、道の駅の総合的な維持管理というのは、清掃を含めて私ども観光協会に委託をしているわけでありまして、議員御指摘のとおり、除雪の不足であったり、清掃の不備であったり、そういった部分で一部、他の住民といいますか、からもそういったお話も聞いているのは実態としてありますので、今回

の、また、25年度に向けての委託の契約に当たっては、そういった御指摘の部分、十分私どもも内容等々を協議をいたさせていただいて、そういったことがないように、多くの町民、さらには環境客が訪れる施設でありますので、足寄町のイメージを損なうようなことがあってはならないというのは、私どもの立場としても当然理解をしておりますし、そういったことがないように観光協会にも十分、そういった注意をしながら契約に当たっていきたいということでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長（木村明雄君） 2番 星委員。

2番（星 孝道君） わかりました。

よろしく善処をいただきたいと思います。

もう1点、あそこに販売所といいますか、物産販売所、2店を設置した。農協がやっている生産物の直販では、それなりのにぎわいを見せ、集客効果も向上してるのではなかろうかと、こんなふうを考えておりますが、もう一つのほうはいつかしら開店休業状態に陥っていると思いますが、これはそういうことでよろしいのか、もしそうだとすれば、どうしてそういうことになっているのか、今後どうするのか、これらをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（木村明雄君） 答弁、岩原経済課長。

経済課長（岩原 栄君） 道の駅南側駐車場のそばにある施設の中での農協さんがやっている寄って美菜というところと、それから一応交流広場という中を新規で入れまして、もう1店舗構える施設ということで2店舗入れる施設ということで、開設をしました。

一つのほうは商工会さんを窓口にしまして、商工会から中心にしてそのテナントでアンテナショップ程度、ずっと長い間使うのではなくて、アンテナショップ程度のことやれるようなものづくりをしていけないだろうかということの構想もあって、まずそこは商

工会在中心になって公募を掛けてやっていくということにしていました。

昨年実績は、鹿肉を使ったMEGUMIという財団法人さんが出て行って、そこが使われたということで、冬期間については集客の減少を含めて、冬期の営業については至っていない、今後、その間、町内のアンテナショップをやりたいというお申し出は商工会自身が窓口になっておりますので、そちらであれば随時そこで使っていただくということでやっています。今のところ残念ながら、まだ次に入るといところは報告を受けていないところでありますけども、引き続きそういったものを取っていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（木村明雄君） それではここで20分まで休憩をいたします。

午前11時06分休憩

午前11時18分再開

委員長（木村明雄君） それでは休憩を閉じ、委員会を再開をいたします。

歳出総括の質疑を続けます。

質疑はありませんか。

9番 井脇委員。

9番（井脇昌美君） 教育行政の執行方針に示されている件でちょっと触れさせていたきたいと思います。

教育委員会のほうとも学校と連携をきちっと図りながら、未然防止と早期発見ということで努めてまいるという、本当にいいことだと思いますけど、最近の取り組みとして小中学校にどのような協議の内容でお話を、これに対して、いじめとか体罰の、最近毎日毎日新聞で出ていますよね、そういうことに対処して協議されましたか、ちょっとお願いしたいと思います。

委員長（木村明雄君） 答弁、根本教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

今御質問がございました、いじめであると

か体罰であるとか、学校との取り組みはどうなっているのかというお問い合わせだと思いますが、私ども、毎月校長会であったり、教頭会であったり、定例で開催をしておりますので、その中でことあるごとにはもちろんであります、事前にそういう情報等もあったときには、お示しをし、学校内部で共通認識を図っていただくようにしております。

以上です。

委員長（木村明雄君） 9番 井脇委員。

9番（井脇昌美君） 各種アンケートを実施されているようですが、このアンケートというのは父兄のほうにも対象にされているということですかね。

父兄のほうにも、アンケートを。

委員長（木村明雄君） 答弁、根本教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

父兄サイドへのアンケートという部分では、2月だったと思いますが、体罰に関わる調査ということで文科省から道教委を通じて地教委にそういう通知がございました。ただ、大変申しわけないのですが、道教委からの通知の中でこれらの公表につきましては、道教委が行うので地教委では公表しないようにということもございまして、ちょっと今公表としてはできませんが、その中で子供用、それから父兄用、ということでアンケートがございました。

以上です。

委員長（木村明雄君） 9番 井脇委員。

9番（井脇昌美君） その辺が隠ぺいとも言えない、必ず事件が起こったら、発生したらそういう教育委員会は知らなかったとか、存じなかったとか、隠ぺいとは、そんなことは言いませんけど、何かその辺が今道教委からそれを伏せられてるということ自体が、どうも理解できない。というのは、去年も開かれた議会ということ、我々も議会改革に沿った中で、町内4カ所で報告会を住民の人と、思った以上に参加してくれて、いろんな忌憚

のない意見交換した中で、このいじめ、体罰に対して質問がございました。うちの所管の委員長が、実際それなりの教育委員会からの報告に基づいて、足寄はおかげさまでありませんよという答弁をしたら、そんなことないだろうと、非常に強い口調で疑わしき、あんたらの言ってるのは何を言っているんだという疑わしき、我々にしてみれば本当にそれ以上答えようがないんですけど、町民から非常に厳しい意見が届きました。だから、私は今この父兄に対してアンケートをされているのですかと、このアンケートだけは多数決では決まらないですから、いじめられてる親が、父母がいたら一人でも、これいじめがあるということですから。100人取って99人からいじめはないんだと、ゼロだということにはならないわけですから、それで私は父兄にしているんですかということをお聞きしたんですけど、非常に父兄から厳しい、即答でそんなことないだろうという言葉を受けたのが事実なものですから、その辺も今回、この案件に対してお聞きしているんですけど、その辺はどうか。

委員長（木村明雄君） 答弁、藤代教育長。

教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

いじめだとか体罰については、子供だけじゃなくて保護者も当事者であると、そういう理解に立っております。ただ、御案内のようにいじめも体罰についても文科省のほうで定義がありまして、それに基づいて学校では主に子供たちからアンケートをするんですが、例えば、子供はペンを投げられた、ある子供にですね、それを家に帰ってお母さんにいじめられたよというかもしれない。でも、このケースの場合は、その文科省から示されている定義に基づくといういじめにはならないんですよ、そういうちょっと学校、それから保護者、子供の三者の中に損を生じる部分も確かにある、微妙なデリケートな問題であると思うんですよ。従って、学校側では担任

がそういう先ほども申しましたように、保護者もいじめや体罰の当事者ですから、そういう認識に立って、その辺が、お互いに理解と納得できるように、保護者の立場に立って、子供の立場だけでなく、そして誤解や曲解のないように対応していくことが大事だなというふうに思っております。

答弁になったかどうかわかりませんが、そのように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

委員長（木村明雄君） 9番 井脇委員。

9番（井脇昌美君） おっしゃるとおりわかるのですが、保護者もそこに同様の共存しているんだということをあまり強調すると、その辺も教育者側と、やはり預けているほうとの温度差があるわけですから、やはり最終的には信頼というんですかね、双方の信頼しか、これはないかなと我々は思うんですけど、その辺も先先捉えた中で、もうその辺も細かに、密に学校と、そして大きな問題にならないような、本当に早期発見じゃなくて未然防止ということに徹底して、今後とも教育者のほうに文書なり、また協議なり示されたいと思います。

委員長（木村明雄君） ほかに質疑はありませんか。

10番 後藤委員。

10番（後藤次雄君） 今日、足寄農産公社の行政報告がありましたので、ちょっとお聞きしたんですけども、今回代表取締役も替わったということも報告されていますし、また国からの補助金も今年度で終わりという中で、現在取りまとめ中の本年度の決算についても、相当厳しいということも書いてあります。それから、検討委員会を設置するとも書いてあります。

それで問題は、今の時点で相当厳しい状況にあるということは、今までの補助金がないということになれば、これから収支決済についてはやるということですが、今の時点でどのぐらいな赤字になるのか、それから引き続き経営改善に向けた支援ということで

載っていますけども、従来まで私も1回この関係で一般質問をしたことがあるんですけども、出資金を取り崩して670万出資金を取り崩して補填してきたということもありますので、今回、この行政報告に対しても町でも厳しい考え方を持っていると思いますけども、現時点でお答えできる範囲内でいいですから、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（木村明雄君） 答弁、岩原経済課長。

経済課長（岩原 栄君） 農産公社の収支についての御質問でございますけども、まだ先ほども行政報告のとおり、収支決算の最終的な段階ではございませんが、今現時点ではおおむね100万程度の赤字になるのではないかという見込みであります。

それから、出資金に対する基金の取り崩しでございますけども、3,000万のうち、現在までにおおむね600万程度の出資の食い込みになっています。これ平成20年度に約1,000万の食い込みだったんですが、随時回復しつつあって、平成23年度末で2,400万程度であります。約600万の食い込みで本年度の収支を待ってどのようになるかということは、改めてまた整理をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（木村明雄君） 10番 後藤委員。

10番（後藤次雄君） それで、今回の今年度予算の中で、135ページにありますけども、農産物処理加工施設売り上げ係数として316万5,000の予算を計上しているわけですけども、ただ、この内容を見ますと、ほとんどが委託料ということになっていますので、今、課長の話では、大体100万ぐらいでないかということなのですが、この補助金で25年度を乗り切っていけるかどうか、また、乗り切らない場合については引き続き経営改善に向けた支援を行いますとなっていますので、その辺の補助の関係も

含めて考え方があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

委員長（木村明雄君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをいたします。

予算計上をさせていただいている委託料につきましても、施設の管理費ということですから、町が委託をして、ここから農産公社が利益を生むというような性格でない、要するに必要経費をやっているということではない。

引き続き支援という意味は今現在御案内のとおり、三セクでやっているものですから、ここに対する町の支援というのは方法としては極めて難しいなという思いをしております。この間、町からの支援というのは、やはり事務部分の体制がしっかりと確立しきれてないという部分があって、いろんな部分でうちの経済課の担当のほうで頻繁に行っているような相談に乗ったり、あるいは事務的なお手伝いをしたりという、この程度の、平たく言えば支援というようなことでございます。

先ほど、行政報告をさせていただいた検討委員会的なものというのは、やっぱり私、そもそも論の議論をしなくちゃいけないのかな、すなわち、今ある三セクの状況というのが本当にいいのかという部分も含めて、これは根本的にちょっといろんな御意見も含めてお聞きをしながら、やっぱりしっかりとした議論をしていかないと、このままではちょっと立ち行かなくなってしまうんでないのか、最悪の場合ですね。視点としては思いとしては、やっぱり道内でもうちの農産公社というのは長い歴史を刻んでおりますし、それなりの地位も築いてきているのも事実でありますから、あそこのチーズ工場をなくすのか、なくさないのかというそういう議論ではなくて、あの工場をいかにして存続できるのか、その方法があるのかという、そういう視点でぜひ検討を進めていきたいなというふうに思っております。

間違いなく言えることは、外販部門はかな

りの伸びはあるのですよ。ただ、残念ながら外販ですから、やっぱり卸価格で出さなきゃいけないですね、そうしますと利益幅が少ないということです。一方、この間、観光客等々の入り込みがあって、ハイデ部門のお土産だとか、そういった部分で、これで本当に補ってきたというのもこれは事実でありますけど、それがやっぱり入り込み客数が減ってきているという、この事実もあるのですね。一番の利益幅はあそこで直売するのが一番の利益幅があるのですが、ここのところで非常に難しい経営状況が続いているというようなことなものですから、そのことも含めてしっかりと、しかもそんなに時間を掛けることなく方向づけをしていきたいなと、こういうふうに思っておりますので御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） 10番 後藤委員。

10番（後藤次雄君） わかりました。

私もやっぱり、今回の第三セクターということでやっていますけども、ただ、今雇用があるわけですね。雇用が10人程度いると思うのですが、やっぱりそういう雇用喪失の面からも、私もそこを心配しているのです。だから、今、町長から回答があったみたい、その辺を含めてお考えだと思いますけども、できれば何らかの方法で残して、今いる人たちの雇用も守っていただきたいということも、私思っていますので、ぜひ検討委員会なんかでどういう方向出るかわかりませんが、ぜひいいほうに向かって進めたいということ、ぜひいいほうに向かって進めたいということで終わりたいと思います。

以上です。

委員長（木村明雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） それでは次に進めます。

10ページ歳入に入ります。項で進めま

す。

第1款町税第1項町民税、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2項固定資産税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第3項軽自動車税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第4項町たばこ税。

3番 榊原委員。

3番（榊原深雪君） たばこ税が増えておりますけれども、18.6%伸びておりますけれども、これはどのようなことで伸びたのでしょうか、調定本数が増えたのでしょうか、それとも喫煙者は減少していないのでしょうか。

お聞きいたします。

委員長（木村明雄君） 答弁、西東住民課長。

住民課長（西東文雄君） 町たばこ税の増えた要因ですが、平成25年度税率のアップがありました。平成24年度製造たばこ、通常のたばこですね、こちらが平成24年度4,618円であったものが平成25年度の税率が5,262円に税率がアップしております。旧三級品も1品あるんですが、こちらのほうが平成24年度2,190円の税率、これが25年度2,495円の税率アップになっております。製造たばこと旧三級品合わせますと1,000円弱の税率アップがあって、これに共なう増という内容です。

以上です。

委員長（木村明雄君） 暫時、休憩をいたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

委員長（木村明雄君） 休憩を閉じ委員会を再開をいたします。

答弁、西東住民課長。

住民課長（西東文雄君） 平成24年度の本数が155万7,000本で平成25年度の本数見込みが148万4,000本でおよそ72万7,000本ぐらい、逆に本数は減っております。

委員長（木村明雄君） 3番 榊原委員。

3番（榊原美雪君） わかりました。

増税されたのは、禁煙者、やめられないひとたちを後押しするために、こういう増税をされたというのも一つの原因だと思っておりますけれども、よその町村なんかを見ますと、割と減収しているのが多いんですね。うちの町は増えておりますね。それで見てみますと、たばこ税は目的税ではありませんけれども、たばこを吸う方を見ますと、やはりこれだけの大きな税収にかかわらず、景気、不景気にかかわらず安定した財源でもあります。そこで、たばこを吸う方が意外と肩身の狭い思いをして喫煙されているというのをよくお見受けいたします。それで、喫煙場所の整備など、あと吸わない方の環境整備などは、どのように考えておられるかお聞きしたいと思っております。

委員長（木村明雄君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 今、喫煙場所とか、そういった整備という意味は、公共施設という意味なのか、あるいは町全体という意味なのか、そこら辺のことをちょっとお聞かせください。

委員長（木村明雄君） 3番 榊原委員。

3番（榊原美雪君） 国からは公共施設などを、まず最初に分煙をきちんとしなさいということで進めていたと思っておりますよね。それで、例えば、この庁舎にしましても、分煙場所が1カ所ありますけれども、下には外ですよ。そうしたら、そういうときに、そういった方たちは結局これだけの財源がありながら肩身の狭い思いをして吸われていると、そういうことで、本来の吸わない方の、同じように、吸う方も吸わない方も等しくこの財

源が使われてなきゃならないと、私は思っているんですよね。それで目的税ではありませんけれども、こういったことも自動喫煙の関係でそういったところも整備していかなきゃならないんでないかなと、私は思っています。

町内でも公共施設の中でも、まちまちですよ。結局こういう喫煙個所は1カ所個室としてありますけれども、外で吸う場所が多いと、だけど喫煙者はそんなに減っていないと、安定した財源でもあるということで、もうちょっと環境整備というのが大事なんじゃないかなと私は思っているところなんですけれども、そのことについてお答え願いたいと思います。

委員長（木村明雄君） 答弁、渡辺総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

禁煙場所の確保という意味では、役場では2階に1カ所ございますけれども、そういう分煙だとかということが叫ばれてきた後に建っている建物については、そういう施設が作られておりますけれども、その前に立てられている建物については、なかなかそういう施設を作るというのは、難しいというところで、外で吸っていただいたりだとか、公共施設の中では吸えないということで外で吸っていただいたりだとかはしているという状況でございます。

今後、財源としてはあって、肩身の狭くないところでたばこを吸えるというようなことが、本来そういうことも必要なかと思うんですが、現状の中ではなかなか公共施設ごとに、そういう分煙をする、そういう施設を作るというのはなかなか難しいのかなと考えております。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） それでは進めてい

きます。

第5項入湯税、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款地方譲与税の第1項自動車税。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項地方揮発油譲与税。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3款第1項利子割交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 14ページ、第4款第1項配当割交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第5款第1項株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第6款第1項地方消費税交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第7款第1項自動車取得税交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第8款第1項国有提供施設等所在市町村助成交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第9款第1項地方特例交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第10款第1項地方交付税、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第11款第1項交通安全対策等特別交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第12款分担金及び負担金の第1項分担金、第2項、質疑はありませんか。

5番 高道委員。

5番(高道洋子君) 3節ですか、児童福祉費負担金のところで、保育所費、保護者負

担金が42万円ほど滞納、繰り越しということでありませけれども、この金額は1世帯の金額なのか、複数世帯の滞納なのか、また、複数年の金額なのか、伺います。

委員長(木村明雄君) 答弁、櫻井福祉課長。

福祉課長(櫻井光雄君) お答えいたします。

今、何件かという数字はちょっと持ってきてはいないんですけれども、複数の方が、また年度も古い年度からの部分の累積している部分でございます。

以上でございます。

委員長(木村明雄君) 5番 高道委員。

5番(高道洋子君) 複数ということで、滞納に至った事情というのかしら、お話できる範囲でいいのですけれども、どういう事情が重なってこういうふうになったと思われませんか。差し支えなければ。

委員長(木村明雄君) 答弁、櫻井福祉課長。

福祉課長(櫻井光雄君) やはり低所得者にあつては、それなりの軽減対策をとっておりますけれども、失業したですとか、あるいは母子家庭等にあつて、働きに出られないですとか、そういったさまざまな理由によってこういった滞納という形になっております。

以上でございます。

委員長(木村明雄君) 5番 高道委員。

5番(高道洋子君) 低所得とか失業したとか、それから働き手の人が病気になったとかいろいろ事情を抱えているのかなとも考えられますけれども、児童手当は毎月当たって、それであれすればいいのでしょうか、それはその制度は今はないですから、だめなのですけれども、そういう事情ができた人に対してお子さんを保育園、そういうところに中断するというのも何なので、かわいそうだなという気もしますので、何か緊急的に一定期間無利子で貸し付けるとか、保育免除というのは、何かそういう手だてはないものなのかお聞きします。

委員長（木村明雄君） 答弁、櫻井福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 子供手当、今現在は児童手当に変わっておりますけども、こういったところの交付される交付金との相殺といいますが、そちらのほうから差し引いて納めていただく、今現在そういった対応をしております。また、分割納付とか、そういったこともさせていただいて完納を目指しているところでございます。この滞納金額、そういった児童手当、子供手当ができない以前の部分も残っておりまして、その部分については本当に毎月訪問をして、あるいは毎月3,000円とか5,000円とか、そういった分割納付をお願いしながら納付をお願いしているというのが現状でございます。

貸付金等々の、一旦貸し付けを受けて納めてもらうとか、そういった新たなる対策といいますが、そういったものは現状ございませんので御理解いただきたいと思っております。

委員長（木村明雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第13款使用料及び手数料の第1項使用料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2項手数料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 22ページ、第14款国庫支出金の第1項。

5番 高道委員。

5番（高道洋子君） 20ページに質問をしたいんですけども、21ページの6節の住宅使用料というところなんですけども、昨年の予算書から見ると大きく減ってはいるのですけれども、公営住宅使用料が24万1,000円の滞納繰越があるということで、これもやはり先ほどと同じように、1世帯の滞納なのか複数世帯の滞納なのか、まず伺いたいと思っております。

委員長（木村明雄君） 答弁、渡辺総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 複数の方の滞納ということでございます。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） 5番 高道委員。

5番（高道洋子君） 先ほど同様、どういう事情を抱えていると思われるのか、それが一つと、それから、公営住宅へ入居するときには、保証人というんですか、そういう人がいるのです、契約の中に入っていると思うのですけれども、そういう保証人の契約の履行というのか、そういう制度は実行されているのかどうか。

委員長（木村明雄君） 答弁、渡辺総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 滞納の理由でございますけれども、先ほどの保育料などと同じように、低所得であったり失業されたり、病気等を抱えていたりとか、そういうようなことで、滞納が増えてきているということになるのかなというように思います。それで、滞納が出ないように、住宅料の納付が遅くなったときには、文書で遅くなっていますよということで、なるべく早く納入してくださいということで文書を毎月、滞納されている方のところに送付をさせていただいております。また、それが特に金額的に多額になってきた場合については、役場のほうに来ていただいて分割納付ですとか、そういう、どういう形で今後納付をしていくのかということでの相談をさせていただいております。保証人というものも、最初に入るときに設定をさせていただいておりますので、最終的に本人がどうしても納付ができないということになると、保証人の方にも、その納付について御相談をさせていただくという、そういうような形で行っております。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） 5番 高道委員。

5番（高道洋子君） 実は、1か月遅れて手紙が来たということで、督促状というのですか、1か月だったので頂いたときに、その文章がどういう表現なのかわからないですけ

ど、すごく気分が悪かったと、そういう訴えの電話があったのですけども、そこら辺も十分に配慮されて、文書を、私は見てないからわからないのですけども、そこら辺もずっと何十年も家賃を納めてきている人なのですけれども、そこら辺の配慮も今後気をつけていただきたいのと、要望したいと思います。

委員長（木村明雄君） 答弁、渡辺総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 先ほどの答弁の中で、納入が遅くなった場合については文書を出させていただいているという、それが今お話のあった1か月遅くなったというようなことで、文書が行ったというところがございます。確かに、毎月きちんときちんと納めていて、たまたまその月だけ遅くなったというふうな方もいらっしゃるのかというぐあいに思います。そういったときには、非常に、いつもちゃんと納めてるのに何でこんな文書を出してるんだというようなことで気分の悪くなるようなこともあるかと思うのですが、一月一月の額も、人によっては非常に額も大きいですし、それが一月二月となると、なかなか支払うことが大変になってくるということがございますので、大変気分はあまりよくないかも知れませんが、なるべく早い段階で文書を出させていただいて、納付に努めていただくということで行っておりますので、御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） ここで、昼食のため1時まで休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（木村明雄君） それでは休憩を閉じ、委員会を再開をいたします。

歳入の質疑を続けます。20ページ、第2項手数料、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 22ページ、第14款国庫支出金の第1項国庫負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2項国庫補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第3項国庫委託金、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 26ページ、第15款道支出金の第1項道負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2項道補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第3項道委託金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 30ページ、第16款財産収入の第1項財産運用収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2項財産売払収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 34ページ、第17款第1項寄附金。

1番 高橋委員。

1番（高橋秀樹君） ふるさと納税の寄附金についてだったのですけども、去年は結構足寄町、いただいたというふうに新聞報道がなされたんですが、どのぐらい、何件いただいているという形になったのか、ちょっと教えてください。

委員長（木村明雄君） 答弁、渡辺総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 24年につきましては、6件で173万円となっております。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） 渡辺総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 平成23年度が非常に大口の寄附を頂いたということで、1,000万円ぐらいの寄附となっておりますが、件数的には6件で1,002万円でございます。

24年度につきましては先ほど申し上げま

した6件で173万円となっております。
以上でございます。

委員長（木村明雄君） 1番 高橋委員。

1番（高橋秀樹君） このふるさと納税、今度どうのように寄附を集めていこうというふうに、非常に支援をいただいておりますと思うのですが、ほかの市町村であれば、例えば寄附をいただければ町内の特産品を送ったりだとか、そういうことをしていると思うのですが、その辺はどういうふうにしてしているのか、今現状どういふふうになっているのか。

委員長（木村明雄君） 答弁、渡辺総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） ふるさと足寄応援寄附金でございますけれども、現状ではホームページに載せたりですとか、あとふるさと会等がありましたときにPRをさせていただいて、寄附金のお願いなどをしてございます。そういう中で、今回、寄附していただいている方も、どちらかというと足寄に縁のある方の寄附が多いのかなというふうに思っております。

今後どう進めていくのかという部分でございますけれども、最近、新聞報道などを見ますと、上土幌ですとか、浦幌ですとか、寄附をいただいた方にその町の特産品を送るというようなことで、非常に好評を得て、多くの方から寄附をいただいているというような報道も見ております。そういう形がいいのかどうかということだというふうに思っております。やはり、今、寄附をいただいている方たちについては、やはり足寄の町に少しでも役に立てればというようなことで、高齢者の方の福祉のためにだとか、町の環境のためにだとか、教育文化のためにだとかということで寄附をいただいております。

ですから、そういう寄附を有効に活用させていただくという形でございますけれども、特産品等を送るということになれば、町の別な費用ではありますけれども、寄附とはまた別になると思っておりますけれども、それで特産品

を送るということになれば町で使えるお金というのは、当然、寄附は寄附ですけれども、お金を使うというところでは使うというような形になって、町のお金としては、そちらのほうにもいくような形になります。

寄附をいただいている方たちからすれば、足寄のためにということで寄附をいただいておりますので、そういうものをきちんと有効に活用するというものでいけば、今まで同様の寄附をお願いするというような形で進めていくべきなのかなというように、こう考えております。

新聞報道等を見ましても、特産品を送るという部分では、町のPRだとか、そういうことにもなるということも含めて寄附をいただいた方に特産品を送るという形としております。そういうことですので、PRだとか、そういったものを重点に置きながら寄附をいただくというようなことになれば、またそういうことも考えられるのかなというふうに考えてはおります。今のところは現状のとおりで進めたいなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（木村明雄君） ほかに質疑はありますか。

18款繰入金の第1項基金繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2項特別会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第19款第1項繰越金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第20款諸収入の第1項延滞金、加算金及び過料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2項預金利子。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第3項貸付金元利収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第4項受託事業収

入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第5項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 44ページ、第1款第1項町債、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳入総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 6ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為2件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3表、地方債5件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 1ページにお戻りください。

第4条、一時借入金、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第5条、歳出予算の流用、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 全体に対する総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号平成25年度足寄町一般会計予算の件を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(木村明雄君) 全員起立です。

したがって、議案第41号平成25年度足

寄町一般会計予算の件は原案どおり可決されました。

議案第42号

これから、議案第42号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

18ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費第1項1目、一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目連合会負担金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 20ページ、第2項1目運営協議会費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3項1目賦課徴収費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目納税奨励費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款保険給付費第1項1目一般被保険者療養給付費質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目退職被保険者等療養給付費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 3目一般被保険者療養費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 4目退職被保険者等療養費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 5目審査支払手数料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（木村明雄君） 第2項1目一般被
保険者高額医療費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目退職被保険者
等高額療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第3項1目一般被
保険者高額介護合算療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目退職被保険者
高額介護合算医療費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第4項1目一般被
保険者移送費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目退職被保険者
等移送費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 26ページ、第5
項1目出産育児一時金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目出産育児一時
金支払手数料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第6項1目葬祭
費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第3款後期高齢者
支援金等第1項1目後期高齢者支援金、質疑
はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目後期高齢者関
係事務費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第4項前期高齢者
納付金等第1項1目前期高齢者納付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目前期高齢者関
係事務費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第5款老人費保険
拠出金第1項1目老人保健事務費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第6款介護納付金
第1項1目介護納付金、質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第7款共同事業拠
出金第1項1目高額医療費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目保険財政共同
安定化事業拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 3目その他共同事
業拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 30ページ、第8
款保健事業費第1項1目特定健康審査等事業
費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2項1目保健衛
生普及費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 32ページ、第9
款基金積立金第1項1目基金積立金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第10款公債費第
1項1目利子。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第11款諸支出金
第1項1目一般被保険者保険税還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目退職被保険者
等保険税還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 3目償還金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第12款直営施設
勘定繰出金第1項1目直営施設勘定繰出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第13款予備費の
1目予備費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 歳出総括、ありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 8ページ、歳入に入ります。項で進みます。

第1項国民健康保険税、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 10ページ、第2款第1項国庫負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項国庫補助金、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3款第1項療養給付費等交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第4款第1項前期高齢者交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第5款第1項道負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項道補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第6款第1項共同事業交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第7款第1項財産運用収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第8款第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項基金繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第9款第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第10款第1項延滞金加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項預金利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3項受託事業収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第4項雑入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳入総括、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 1ページにお戻りください。

第2条一時借入金、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 全体に対する総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(木村明雄君) 全員起立です。

したがって、議案第42号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第43号

委員長(木村明雄君) それでは37ページをお開きください。これから議案第43号平成25年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては既に説明を受けて

おりますので、これから質疑に入ります。

46ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費第1項1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款施設費第1項1目営繕費、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3款水道工事費第1項1目水道工事費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第4款公債費1目元金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第5款予備費の1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 44ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款第1項事業収入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款第1項財産売払収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3款第1項他会計繰入金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第4款第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第5款第1項雑入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号平成25年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(木村明雄君) 全員起立です。

したがって、議案第43号平成25年度足寄町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第44号

委員長(木村明雄君) 57ページをお開きください。

これから議案第44号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

68ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目普及促進費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項1目処理場管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目管渠管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款事業費の1目事業費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第3款公債費の1目元金、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 2目利子。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第4款予備費1目予備費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 歳出総括ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 64ページ、歳入に入ります。項で進めます。
第1款第1項分担金。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第2項負担金、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第2款第1項使用料。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第3款第1項国庫補助金。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第4款第1項他会計繰入金。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第5款第1項繰越金。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第6款第1項雑入。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第7款第1項町債。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 歳入総括ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 60ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為2件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第3表、地方債。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 全体に対する総括ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第44号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長(木村明雄君) 全員起立です。
したがって、議案第44号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第45号

委員長(木村明雄君) 83ページをお開きください。

これから議案第45号平成25年度足寄町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

96ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(木村明雄君) 第2項1目賦課徴収費、質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（木村明雄君） 第3項1目介護認定審査会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目認定調査等費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 100ページ、第2款保険給付費第1項1目介護サービス給付費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目審査支払手数料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 3目高額介護サービス費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 4目高額医療合算介護サービス費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 5目特定入所者介護サービス費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第3款地域支援事業費第1項1目二次予防事業者施策事業費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目二次予防事業者訪問型介護予防事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 3目一次予防事業者施策事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 4目地域介護予防活動支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2項1目包括的支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目認知症対策事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 3目ケアマネジメ

ント支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 4目高齢者虐待防止事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 5目家族介護等支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 6目成年後見制度等利用支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 7目住宅改修支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第4款諸支出金第1項1目第1号被保険者保険料還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 2目償還金、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 歳出総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 90ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款第1項介護保険料、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2款第1項負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第3款第1項国庫負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第2項国庫補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第4款第1項支払基金交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 第5款第1項道負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項道補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第6款第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第7款第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第8款第1項延滞金、加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3項預金、利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第9款第1項町債、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳入総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 86ページにお戻りください。

第2表、地方債1件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号平成25年度足寄町介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(木村明雄君) 全員起立です。

したがって、議案第45号平成25年度足寄町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第46号

委員長(木村明雄君) 113ページをお開きください。

これから議案第46号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

124ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款事業費第1項1目事業費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目清算金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3款公債費第1項1目元金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第4款予備費第1項1目予備費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 120ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款第1項国庫補助金、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款第1項道委託金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3款第1項保留地処分金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第4款第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第5款第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第6款第1項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第7款第1項町債、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 116ページにお戻りください。

第2表地方債1件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 全体に対する総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(木村明雄君) 全員起立です。

したがって、議案第46号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理

事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第47号

委員長(木村明雄君) 139ページをお開きください。

議案第47号平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

152ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款介護サービス事業費第1項1目特別養護老人ホーム運営費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3款第1項1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 146ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款第1項介護サービス給付費収入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項介護サービス利用者負担金収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3項他会計負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款第1項財産運用収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3款第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第4款第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第5款第1項雑入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 全体に対する総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(木村明雄君) 全員起立です。

したがって、議案第47号平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第48号

委員長(木村明雄君) 169ページをお開きください。

これから議案第48号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

180ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費第1項1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項1目賦課徴収費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項1目後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3款諸支出金第1項1目保険料還付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目償還金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項1目一般会計繰出金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第4款第1項1目の予備費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 176ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款第1項後期高齢者医療保険料、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2款第1項一般会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3款第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第4款第1項延滞金、加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第2項償還金及び還付加算金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第3項預金利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第4項受託事業収

入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 第5項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(木村明雄君) 全員起立です。

したがって、議案第48号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第49号

委員長(木村明雄君) これから議案第49号平成25年度足寄町上水道事業会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

6ページをお開きください。収益的支出から目で進めます。

営業費用の1目原水及び浄水費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目配水及び給水費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 3目総係費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 4目減価償却費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 5目資産減耗費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱い諸費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目消費税及び地方消費税。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 3目雑支出。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 6ページ、収益的収入に入ります。一括で行います、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 12ページをお開きください。

資本的収入及び支出。一括で行います、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2ページにお戻りください。

第5条企業債から第8条たな卸資産購入限度額まで、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 討論なしと認めま

す。これで討論を終わります。

これから議案第49号平成25年度足寄町上水道事業会計予算の件を採決をします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(木村明雄君) 全員起立です。

したがって、議案第49号平成25年度足寄町上水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第50号

委員長(木村明雄君) これから議案第50号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

6ページをお開きください。収益的支出から目で進めます。

医業費用の1目給与費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目材料費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 3目経費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 4目減価償却費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 5目資産減耗費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 6目研究研修費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 医業外費用の1目支払利子及び企業債取扱い諸費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 2目患者外給食材料費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 3目消費税及び地方消費税。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 4目雑損失。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 特別損失の1目その他特別損失。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(木村明雄君) 6ページ、収益的収入に入ります。一括で行います、質疑はありませんか。

8番 熊澤委員。

8番(熊澤芳潔君) 病院事業収益につきましては昨年よりも増の計上でございますけれども、収益の中で、入院収益が500万減額ですよということなのですけども、このことにつきましては、昨年、本当に民間の病院が協力いただきまして、足寄国保病院には入院しますよということになりましたことと、それから計画では入院患者につきましては、同じ計画の中で500万減額につきましては、どうということなのかをちょっとお尋ねいたします。

委員長(木村明雄君) 答弁、対馬病院事務長。

国民健康保険病院事務長(対馬邦彦君) お答えをいたします。

医業収益につきましては、支出を先に組み立てるとということもございませぬけれども、実際にこのまま収入があれば収益としては収支ゼロということで決算を終えるということになるかと思いますが、今回外来収益のほうで透析等も始まるということで5,000万ほど大きく増やしているということもございまして、入院収入については実際に減るということではなくて、この500万減額した形の中でも予算が組み立てられたと、実際に決算としては、今年度見込みでちょっとお話をさせていただきまして、入院につきましては、一応3億2,200万ほど、今見込んでおります。平成24年度でございます。外来

については2億200万ほどを、今見込んでおきまして、実際25年度予算を組み立てた段階でこれだけの収入があれば収支ゼロということにいくんですけれども、実際には500万を減額した形の中で組み立てることができたということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（木村明雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 16ページ、資本的収入及び支出。一括で行います。総括はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 1ページにお戻りください。

第5条企業債から第11条重要な資産の取得まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 総括はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

委員長（木村明雄君） 全員起立です。

したがって、議案第50号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

委員長（木村明雄君） これで、本委員会に付託されました案件の審議はすべて終了をいたしました。

これをもって閉会といたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 異議なしと認め、本委員会を閉会します。

なお、委員会審査報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（木村明雄君） 異議なしと認め、正副委員長により作成をいたします。

これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会をいたします。

御苦労さまでした。

午後 1時52分 閉会

閉会宣告